

第 3 2 回草津市農業委員会総会
会 議 録

令和 5 年 2 月 1 0 日

第32回農業委員会（総会）

令和5年2月10日
午後1時30分から
市役所 行政委員会室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 報告第4号
農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）… 2件
- 第 3 報告第5号
農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）… 3件
- 第 4 議 第6号
農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 5 議 第7号
農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 3件
- 第 6 議 第8号
下限面積（別段面積）の廃止につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 7 議 第9号
相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 2件
- 第 8 議 第10号
草津市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準等の策定につき、
意見を求めることについて 提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件
- 第 9 議 第11号
農用地利用集積計画【農地中間管理権】（案）の決定につき、議決を求めることについて
提案説明、案件に対する質疑、採決 … 1件

1. 農業委員

・会議に出席した委員

1 番	山元 泰宏	2 番	石田 隆司	3 番	中野 隆史
4 番	横江 岩美	5 番	横江 年男	6 番	堀井 信一
7 番	山本 英裕	8 番	木村 幸夫	9 番	木下 範明
1 0 番	中島 紀昭	1 1 番	小川 雅嗣	1 2 番	横江 吉美
1 3 番	中村 好明	1 4 番	堀 裕子		

・会議に欠席した委員

なし

2. 農地利用最適化推進委員

・会議に出席した委員

1 番	奥村 和夫	2 番	吉川 眞史	4 番	中西 真由巳
5 番	久保 和久	6 番	三澤 茂	7 番	山田 稔幸
8 番	中川 正平	1 0 番	葛原 孝博		

3. 事務局

・会議に出席した職員

事務局長	相井 義博	参事	服部 英亜	主任	宇野 耀
農林水産課					
課長	舟木 朋宏		山元 一子		

事務局長 去る1月24日に実施を予定しておりました「福知山市視察研修」については、10年に一度の寒波ということで急遽、中止をいたしました。

再調整を図りたいところですが、年度末・任期も残るところ5か月となりましたことから、県外への視察は、断念せざるを得ません。

しかしながら、昨年の法改正により、業務に直結する研修も多数ございますことから、適宜、ご案内させていただきますので、ご参加賜りますよう、お願い申し上げます。

では、定刻となりましたので、只今から第32回農業委員会総会を開催いたします。インフルエンザ、並びにコロナウィルス感染症対策として適宜、換気のため窓・扉の開放を行います。

また、現在のところ、庁舎内でのマスク着用を基本とすることと、行政委員会室への再入室時には、アルコール消毒を行っていただきますよう、お願いします。

本日出席委員は14名中14名で、定足数に達し、総会が成立しておりますことを御報告いたします。

また、本日は傍聴の方はおられません。

なお、議案説明については、個人情報の関係から個人が特定されない表現で説明等を行いますので、御了承願います。

事務局長 それでは、農業委員会憲章の唱和を、小さな声でお願いします。

(農業委員会憲章の唱和)

事務局長 ありがとうございます。それでは、会長よろしくお願いたします。

会長 第32回総会ということで、みなさんお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

局長の方から冒頭の挨拶でありましたように、福知山の研修会が雪のため中止となりました。昨年11月に県主催の研修会がございまして、その際福知山の農業委員会の方から報告がありました。内容を聞かせていただいて、ぜひ福知山の農業委員会に行かせていただきたかったのですが、天候不良のため中止ということになりまして、大変残念に思っております。これから先他の研修会が何回かございます。その際はぜひご出席いただきますようよろしくお願いたします。

会長 ただいまから、第32回 草津市農業委員会総会を開会します。

本日の議事日程は、予め、お手元に配布いたしました通りでありますので、こ

れをご了承願います。

会長

それでは、これより日程に入ります。

日程 第1会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番石田隆司委員、議席番号11番 小川雅嗣委員以上の兩人を指名いたします。

会長

次に、日程第2報告第4「農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第4号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の自己使用目的に伴う転用です。

今月の届出は、2件です。議案書は、2ページでございます。

番号1番は、届出人が土地区画整理事業に伴う住宅用地として、所有する南草津プリムタウン土地区画整理事業区域内にある野路町地先の田1筆375㎡換地面積190㎡を転用されようとするものです。

周囲は、土地区画整理事業区域内でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

番号2番は、自己用一戸建て専用住宅の建築を目的として、本人が所有する下笠町地先の登記地目山林、現況畑1筆178㎡を転用されようとするものです。

届出地は、地目は山林であります。現況が畑で、農地課税されており、耕作されていた経緯があることから、届出を提出していただきました。

届出地は、造成工事等は特になしでございます。

雨水排水は、雨水枡を通じて北側道路側溝へ放流されます。

周囲は、宅地・ため池・畑であります。畑は現況が雑種地で大蔵省所管の国有地でありますことから、隣地承諾を得なければならない農地はございません。

なお、本届出につきましては、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番1月18日付、番号2番は12月27日付にて専決規定に基づき、局長専決により受理しております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長

発言が無いようですので、報告第4号を終わります。

会長

次に、日程第3報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局より、報告事項の朗読と説明を願います。

事務局

報告第5号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明いたします。

この届出は、市街化区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。

今月の届出は、3件です。議案書は、3ページでございます。

番号1番から3番は、譲受人がすべて同一の法人で、関連する案件になります。

番号1番は、守山市内で不動産業を営む借受人が学童保育施設の建築を目的として、貸渡人の所有する野路町地先の田1筆406㎡を賃貸借にて借受け、転用されようとするものです。

届出地は、西側の道路高に合わせるように最大50cm程度の盛土を行われます。

雨水排水は西側の道路側溝へ放流されます。

周囲は道路・宅地・田であり、田については転用届出が提出されていることから、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号2番は、同じく守山市内で不動産業を営む譲受人が用悪水路として、譲渡人の所有する野路町地先の地目田、現況用悪水路1筆9.31㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出人は、この後、番号3番で説明する農地についても、転用届出を提出されており、露天駐車場として使用されますが、当該届出地についても併せて取得され、現況が水路であるため、現況に合った形で農地転用をされます。

届出地は、顛末案件であることから造成工事等はございません。

隣接地は、田・宅地・水路であり、田については、同時に転用届出済みの土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

次に番号3番は、同じく守山市内で不動産を営む譲受人が露天駐車場として、譲渡人の所有する野路町地先の田1筆595㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

届出地は、西側の道路高に合わせるように最大50cm程度の盛土を行われます。

東側、北側には、土留め工として擁壁を設置されます。

雨水排水につきましては、土地に勾配を付け、東側水路へ放流されます。

隣接地は、宅地・田・水路・道路であり、田については、同時に転用届出済みの土地であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

最後に、本届出については、「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、受理については問題ないものとし、番号1番、2番、3番は12月23日付にて専決規定に基づき、それぞれ局長専決により受理しております。

会長 以上で事務局の説明が終わりました。

発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

11番 用悪水路というのはどういうことですか。

事務局 用水にも排水にも使用している可能性がある水路のことをいいます。一般的な水路になりますけれども、地目上はそのような名称になります。

11番 ありがとうございます。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 発言が無いようですので、報告第5号を終わります。

会長 次に、日程第4議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を議題とし、事務

局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第6号農地法第5条の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて説明させていただきます。

この申請は、農地転用許可後に当初の転用目的を達成することが困難となった場合、その事業計画を変更する場合の申請です。

今月の申請は、1件です。議案書は、4ページから8ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、大阪市内で建設業を営む譲受人が、当初、スーパーマーケット等の商業施設を目的とし、平成30年に農地転用許可を得て造成工事を行われましたが、建築工事に取り掛かる段階で、当初に予定されていた出店が見送られ、その後、新型コロナウイルスの流行の影響を受け、今日まで商業施設としての建築の目途が立たず、造成完了のみの状態でありました。

今回、商業施設4区画の出店（ホームセンター・スーパーマーケット・コンビニ・ドラッグストア）が決まり、当初予定と大幅に変更になることと、農地転用手続きは、建築物の建築をもって完了とみなすことから、事業計画変更を提出されました。

この後、議第7号、番号2番にて審議する案件と事業区域が重なる部分がありますが、本議案は、事業計画の変更であるため、単独かつ、先行して事業計画変更の承認についてお諮りするものです。

以上添付書類等確認いたしましたでしたが、不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて」番号1番の案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第5議第7号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第7号農地法第5条第1項の規定による申請について説明させていただきます。

この申請は、市街化調整区域内の農地の売買、贈与、賃貸借、使用貸借等の権利移転または権利設定に伴う転用です。今月の申請は、3件でございます。議案書は、9ページから18ページです。

番号1番について説明いたします。

番号1番は、栗東市内で不動産業を営む借受人が埋蔵文化財の発掘を目的として貸渡人20名の所有する北山田町地先の田20筆12,442㎡、畑1筆191㎡、山田町地先の田13筆10,062㎡、畑4筆1,056㎡、総計23,751㎡を使用貸借にて借受け、一時転用されようとするものです。

申請地は、調整区域であります。都市計画法に基づき、地区計画の適用区域となっております。

(地区計画とは、都市計画法第12条の4第1項第1号に定められている住民の合意に基づいて、地区の特性にふさわしい、まちづくりの誘導をされる計画でございます)

生活拠点形成型の地区計画として、今後、開発許可を得て、分譲住宅、地域まちづくりセンター等の整備を予定されております。

開発許可および農地転用許可に先立ち、埋蔵文化財の試掘調査をされたところ、区域の大部分で遺構が発見されたことから、本申請をなされました。

地区計画は、全体で38,243.77㎡の予定であり、赤で着色された区域の23,814.93㎡を調査されます。

隣接地は、田・畑・宅地・道路・水路であり、農地の所有者からは隣地承諾を得られております。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、申請地からおおむね500m以内に山田小学校、山田こども園があることから、公益的

施設の整備状況が一定程度に達している第3種農地と判断されます。

一般基準については、見積書、残高証明書の添付があり、事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、2月14日に県農業会議審議委員による現地調査の後、2月17日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

次に番号2番について説明いたします。

番号2番は、議題6号1番で承認いただいた案件に関連するものです。同じく、大阪市内で建設業を営む譲受人が商業施設4区画、分譲住宅80区画として、譲渡人23名の所有する川原町地先の田42筆38,211㎡、畑2筆1,077㎡、総計39,288㎡を売買にて取得し、転用されようとするものです。

当該地周辺は、都市計画道路大津湖南幹線に隣接する地域で「草津市開発行為の手続および基準等に関する条例」第10条(2)および(大津湖南幹線の中心から100m以内の区域)(3)(2)の区域の以西で市道上笠川原駒井沢線までの区域、商業施設立地区域および分譲住宅立地区域に位置づけられております。

本来、市街化調整区域では、分譲住宅や500㎡を超える商業施設を目的とする開発は認められておりませんが、「分譲住宅立地区域」および「商業業務施設立地区域」では例外的に、原則1ha以上の分譲住宅および商用施設の開発が認められております。

申請地は、北側の市道と南側の県道の両側から開発区域内に幅員6mの道路を新設されます。

北側には分譲住宅が80区画、南側にはスーパー、ホームセンター等の商業施設を4区画の計画となっております。

土地は全体的に1.5m程度の造成を行われます。

区域の周囲はほぼ造成が完了しており、高低差が生じる箇所が少ないため、1級河川、中井川周辺と北西の一部に擁壁を設置されます。

雨水排水については、区域内の新設される道路側溝や排水路を通じ、1級河川、中井川及び、葉山川に放流されます。

隣接地は、宅地・道路・水路・河川・雑種地・山林であり、隣地承諾が必要な農地はございません。

農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、事業地周辺

の街区における宅地化率が40パーセントを超えている第3種農地と判断されます。

一般基準については、工事見積書、融資証明書の添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

なお、当案件は滋賀県農業会議の諮問案件であり、3,000㎡を越える転用許可申請であることから、2月14日に県農業会議審議委員による現地調査の後、2月17日の常設審議会の諮問案件となっていることを申し添えます。

さらに、本件は先ほどお諮りした、議第6号番号1番の関連案件であり、農地転用未了の事業計画変更地と合わせた面積が、許可区分4haを超えることから、常設審議委員会ののち、滋賀県へ当委員会より意見書を提出し、農林水産省と協議を行う、滋賀県許可、農林水産大臣協議案件であることを併せて申し添えます。

次に番号3番について説明いたします。

番号3番は、譲受人が露天駐車場として、譲渡人が所有する穴村町地先の畑1筆499㎡を贈与にて譲受け、転用されようとするものです。申請人の関係は、兄弟です。

譲渡人は、県外に居住しており、申請地の維持管理が困難になっており、譲受人に贈与されることになりました。

譲受人は、近隣の住宅のように供する駐車場としてのニーズがあると判断され、露天駐車場として運用されることになり、本申請が提出されました。

申請地は、東側道路高に合わせ、50cm程度の盛土を行い、駐車場区画は12区画とされます。

申請地は高低差が生じる、南側から西側にかけて擁壁を設置されます。

雨水排水については、東側に向けて土地勾配を付け、東側の道路側溝へ放流されます。

隣接地は、宅地・道路・田であり、田については、原則、隣地承諾書の添付を要するものではございますが、田の所有者が高齢であるため、説明が行えないことから、所有者の娘さんに説明を行われ、計画への理解をしていただけましたものの、代理人としての押印はできないとのことでした。耕作上の問題はなく、適切に説明をなされていることも確認しており、問題ないものと判断しました。(申請者から経過書を徴収済み)農地区分については、当該農地は農業振興地域の白地であり、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、市街化が見込まれる第2種

農地と判断されます。また、当該農地以外に第3種農地での事業が困難でありますことから、許可することはやむを得ないものと判断されます。

一般基準については、工事見積書、通帳の写しの添付があり事業の目的が確実に果たされると判断されます。

よって、本議案を許可することについては、農地法第5条第2項に該当しないことから許可相当と考えます。

以上3件、添付書類等確認いたしました。不備等はないものと考えますので、御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で事務局の説明が終了しました。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。番号1番の案件につきましては、議席番号6番委員をお願いします。

6番 1月17日、6番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局から説明がありましたとおりでございます。また、2月14日に県農業会議審議委員による現地調査がありますので立ち合いをさせていただきます。

会長 番号2番の案件につきましては、議席番号8番委員をお願いします。

8番 1月20日に8番推進委員さんと現地確認を行いました。内容は事務局から説明がありましたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長 番号3番の案件につきましては、議席番号10番委員をお願いします。

10番 10番推進委員さんと現地確認を行いました。事務局からの説明のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

会長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局及び地区担当委員からの説明について、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

10番 2番の案件ですが、残地が地図の中では出ているのですが、これは仕方ないということでしょうか。

事務局 残地が中央部分にある三角地だと思うのですが、所有者は一般の方ではありますが、河川区域に入っているようで、開発区域には含まれないと滋賀県の方から言われております。河川区域の変更をしたのち、区域の中を含めるように調整はされているのですが、現時点では河川区域ですので転用が出来ないところであります。

10番 分かりました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第7号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第7号「農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」番号1番から3番までの案件は原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第6議第8号「下限面積（別段面積）の廃止につき、議決を求めることについて」を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第8号下限面積（別段面積）の廃止につき、議決を求めることについて説明します。議案書は、19ページです。

昨年5月27日、担い手等への農地の集積・集約化を促進するため、「人・農地関連施策の見直し」が行われ、農地法、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律等が改正され、令和5年4月1日より施行されます。

その中で、農地法の改正では、第3条第2項第5号に定める下限面積要件、いわゆる5反要件が廃止されます。

これは、農業従事者が減少し、耕作放棄地が増加している中、新たな担い手となる者の裾野を広げようと、農業と他の仕事を組み合わせる「半農半X」などを含めた幅広い人材の就農を促すことを目的としています。

今まで、農地の取得または権利設定後、経営面積が5反（5,000㎡）以上でなければ、農地法第3条の許可はできませんでしたが、今回の法改正により、全国一律でこの要件が廃止されます。

ただし、廃止されるのは下限面積要件のみであり、その他の要件、全部効率要件＝機械や労働力等を適切に利用するための営農計画を持っていること、農作業常時従事要件＝農地の取得者が、必要な農作業に常時従事（原則、年間150日以上）すること、地域調和要件＝水利調整に参加しない、無農薬栽培の取組が行われている地域で農薬を使用するなどの行為をしないことは、引き続き審査することになりますので、誰でもが農地を取得できるというわけではございません。

そうした中、本市でも一部の区域において、別段の下限面積（別段面積）を20アール（2反）と定められていますが、農地法の改正により、4月1日施行で下限面積要件が撤廃されますことから、併せて、この別段面積も同日に廃止する必要がありますことから、総会において議決を求めるものでございます。

なお、ご決議をいただきましたら、告示を行うこととなっております。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

（質問・意見なし）

会長

無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第8号「下限面積（別段面積）の廃止につき、議決を求めることについて」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

会長

挙手全員であります。

よって、議第8号「下限面積（別段面積）の廃止につき、議決を求めることについて」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長

次に、日程第7議第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番と2番の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局

議第9号相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につき、議決を求めることについて説明します。

相続により農地を取得した場合には相続税が課せられますが、納税猶予の適用を受けようとする人はこの証明書を添付し、税務署に申告する必要があるため、今回証明願が2件提出されたものです。

議案書は、20ページです。

はじめに、相続税納税猶予制度の概要を説明します。

農業相続人（農業後継者）が、農業を営んでいた被相続人から農地を相続して自ら農業を営む場合は、相続税の申告期限（死亡日の翌日から10月以内）までに申告することにより、相続税納税猶予の特例の適用を受ける農地等の価格のうち、農業投資価格を超える部分の相続税が猶予されるものです。

なお、今回猶予された相続税は、被相続人がお亡くなりになられた日から免除されます。

次に、特例の適用が受けられる人ですが、議案書の20ページにありますように、被相続人は2件とも同じ方で、お亡くなりになるまで、認定農業者として農業を営まれていたことから、被相続人の要件に該当します。

また、相続人についてですが、番号1番は相続した農地で相続税の申告期限までに農業経営をされますため、相続人の要件に該当します。

特例の対象となる農地等については、野路町地先の田4筆、御倉町地先の田1筆および志那中町市先の田3筆、計6,918㎡であり、遺産分割協議書に当該農地が記載されていることから、納税猶予の対象となる農地の要件に該当します。

番号2番の相続人については、相続した農地で相続税の申告期限までに農業経営をされますことから、相続人の要件に該当します。

特例の対象となる農地等については、志那町地先の田5筆、計5,440㎡であり、遺産分割協議書に当該農地が記載されていることから、納税猶予の対象となる農地の要件に該当します。

よって、必要となる要件を満たしており、申請書類等の内容につきましても不備等はないものと認められますことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書を交付することについて御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

会長

以上で事務局の説明が終了しました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番と2番の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第9号「相続税の納税猶予に関する適格者証明の交付につき、議決を求めることについて」番号1番と2番の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第8議第10号「草津市農業委員会におけるタブレット型端末に関する運用基準等の策定につき、議決を求めることについて」の案件を議題とし、事務局から議案の朗読と説明を願います。

事務局 議第10号草津市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準等の策定につき、議決を求めることについて説明します。

議案書は、21ページです。

国は、農業委員会の業務効率化のため、全国の農業委員会においてタブレットの導入を進めています。

国の当初計画では、推進委員の半分にあたる台数を割当されておりましたが、県や農業会議を経由し、国と調整いただいた結果、農地の最適化業務を行う農業委員・推進委員全員(24台)分を確保することができました。

現在、契約まで完了しており、今月中旬には、納品される見込みで、続いて操作研修会も開催する予定でございます。

導入後は、地域計画(目標地図)の作成に向けた意向調査の効率化や、農地パトロールのデータ化、委員の活動記録記入の簡素化などが期待されているところです。

タブレット型端末は、農業委員会(市)が所有する備品となりますことから、特別公務員たる両委員に貸付を行うには、タブレットに関する運用基準を策定する必要がありますことから、今回、お諮りをするものです。

それでは、別紙運用基準（案）をご覧ください。

第1条は目的、第2条は用語の定義です。

第3条は端末機の貸与についてです。タブレットは、農業委員会の所有、管理とし、各委員に貸与、貸出する形とします。そのため、他人に譲渡するのはもちろん、貸与も禁止、任期が終了の際には、返却いただくことになります。

第4条は、取り扱いについてです。タブレットを使用する際には、農業委員会の品位を重んじた良識ある使用を心掛けていただくとともに、万が一、ウイルスの感染等、被害や損失が生じた場合は、速やかに会長（事務局）まで御報告ください。

第5条以降は、禁止事項等となっておりますので、御確認いただきたいと思います。

次に、厳守事項ですが、特に、2番、3番、6番について説明します。

2番は、先ほども説明しましたが御家族への貸与も禁止ですので、お子様、お孫様のゲーム、動画に御注意ください。

3番は、有料サイト、有料アプリの使用は禁止です。課金された場合には、自己負担いただくこととなります。

6番は、紛失、盗難、故障等の際には、すぐに事務局まで御連絡ください。皆様にお渡しする段階で、タブレットには、MDM（モバイルデバイス管理）がインストールされていますので、紛失、盗難の際には、事務局でロックをかけたり、探したりできますので、御安心ください。

ただし、故意・重大な過失が認められる場合には、自己負担いただくこととなりますので、取り扱いにご注意願います。

その他の項目については、文面にて御確認いただきたいと思います。

まとめさせていただくと、活動の効率化に資するタブレット型端末を、農業委員会（市）から、貸し出しますので、有効に活用いただきたいと思います。

故意・重大な過失以外、通常の使用の範囲で故障した場合、修理は事務局で行いますので御安心ください。

また、首から吊り下げられる保護ケースも購入し、配布する予定でございます。

最後に、ID、パスワードの管理には、十分御注意くださいますよう、お願いいたします。以上です。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

ただいまの、事務局からの説明について、ご発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗り、ご発言いただきますよう、お願いします。

7 番 電子メールの送信が禁止となっていますが、事務局との送信も不可ということでしょうか。

事務局 事務局とのメールはしていただけます。事務局との連絡以外は禁止とさせていただきますということですか。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第 10 号「草津市農業委員会におけるタブレット型端末に関する運用基準等の策定につき、議決を求めることについて」の案件は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第 10 号「草津市農業委員会におけるタブレット型端末に関する運用基準等の策定につき、議決を求めることについて」の案件は、原案のとおり決定いたしました。

会長 次に、日程第 9 議第 11 号「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を議題として、農林水産課より議案の朗読と説明を願います。

農林水産課 それでは、議題 11 号農用地利用集積計画(案)について、説明させていただきます。

農地中間管理機構から、利用権設定にかかる申し込みが本市にありました。

このことに伴い、農用地利用集積計画を作成しましたので、農業経営基盤強化促進法に基づき農業委員会で御審議いただくものでございます。

計画の内容については、お配りしております「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)令和 5 年 2 月 20 日公告」を御覧ください。

1 ページ目は今回の集積計画による面積の集計でございます。左上を御覧

いただきまして、今回は9筆、計10,144㎡の農地が利用権設定されます。

農地の詳細につきましては2ページ目を御覧ください。当該農地の地権者から中間管理事業の申込書が提出され、北山田町の農地2筆、志那町の農地4筆、下笠町の農地1筆、長束町の農地2筆が農地中間管理機構に貸し付けされます。

3ページ目を御覧いただきまして、こちらは農地中間管理機構が作成されました農用地利用配分計画（案）になります。通例ですと、11月に農用地利用調整会議を招集、開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、関係機関との間で書面による協議が行われ、担い手への農地の集積・集約を目的に、隣接農地の耕作者に貸付されることが決定されました。

以上で令和5年2月20日公告予定の、農用地利用集積計画の内容についての説明を終わります。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

会長 以上で農林水産課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。
ただいまの農林水産課の説明に対して、発言のある方は、挙手の上、議席番号と氏名を名乗っていただき、ご発言いただきますよう、お願いします。

1番 現在所有されている場所で畑のところがあるのですが、どのような利用形態になるのでしょうか。

農林水産課 基本的に貸し付けをされる方につきましては、いきなり畑から田んぼにするというのは難しいと思いますので、基本的には同じ利用形態になると思われます。

1番 分かりました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

12番 亡くなられた方の名前になっているところがあるのですが、これは間違いでないでしょうか。

農林水産課 確認不足で申し訳ございません。どちらの番号の方でいらっしゃいますでしょうか。

12番 資料の中で2筆お持ちになっている方です。

農林水産課 ありがとうございます。申し訳ございません。再度確認をしまして新しい所有者の方に紙面の変更をさせていただければと考えております。

12番 分かりました。

会長 その他、御意見御質問はございませんか。

(質問・意見なし)

会長 無いようでありますので、質疑を終結します。

採決に入ります。ただいま議題となっております議第11号「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」を原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

会長 挙手全員であります。

よって、議第11号「農用地利用集積計画【農地中間管理権】(案)の決定につき、議決を求めることについて」は、原案のとおり決定いたしました。

会長 以上で、本日の会議に付議された許可等の各案件は、すべて議了されたものと認めます。

閉会 14時50分

草津市農業委員会会議規程第19条

第2項によりここに署名する

令和5年2月10日

会 長 中野 隆史 _____

署名委員 石田 隆司 _____

署名委員 小川 雅嗣 _____